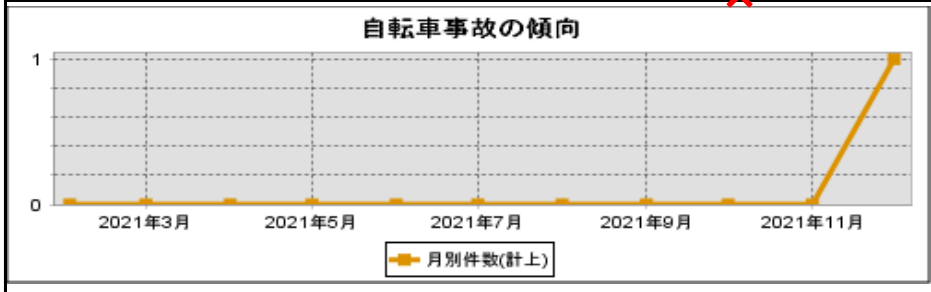


# 尾鷲警察署管内 自転車指導啓発重点地区(北牟婁郡紀北町相賀地区)



○ 交通事故内容内訳  
発生時間帯  
10時～12時  
事故類型  
車両単独



総事故件数	26件(令和3年中の尾鷲警察署管内自転車事故件数)
重点地区件数	1件(令和3年中)

選定箇所	選定理由	計画概要等
北牟婁郡紀北町 相賀地区	JR相賀駅や商業施設、公共施設が所在し、自転車の利用者も多いことから、自転車と歩行者・自動車等が錯綜し交通事故の危険性が高い地区である。	自転車の交通秩序実現のために、 ・自転車利用者に対する交通ルールや自転車利用に関する広報啓発 ・信号無視や指定場所一時不停止等事故に直結する違反の取締り 等を推進し、交通事故抑止に努める。

## 自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 交通ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
交差点の信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用